

KDDI インターネット イーサエコノミー v6 プラス に関する重要事項説明

KDDI 株式会社(以下「弊社」といいます)は、弊社の総合オープン通信網契約約款に定める第5種総合オープン通信網契約の契約者(以下「お客さま」といいます)に対し、日本ネットワークイネイブラー株式会社(以下「JPNE」といいます)が提供する「IPv6 インターネット接続等」および東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます)、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます)又は光コラボレーションモデルにより光回線を提供する光サービス提供事業者(以下「サービス提供事業者」といいます)の提供する「フレッツ・v6 オプション」(注1)を用いて、イーサエコノミー v6 プラス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

本サービスの受け付け時における重要事項説明

<お申し込みについて>

- 本サービス(注2)の申込にあたって、本サービスに用いる、NTT 東日本若しくは NTT 西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」若しくは「フレッツ光ライト」又はサービス提供事業者が提供する光回線の「お客さまID」(注3)、「アクセスキー」(注3)、「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」、「申込者メールアドレス」および「契約者メールアドレス」など(以下「本お客さま情報」と総称します)を弊社に通知していただきます。
- 弊社は、本お客さま情報を、本サービスの開通又はその他本サービスの提供に必要な範囲で、JPNE を通じ、NTT 東日本又は NTT 西日本へ通知し、NTT 東日本若しくは NTT 西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」若しくは「フレッツ光ライト」又はサービス提供事業者が提供する光回線に関わる契約者の同一性およびこれらに関わる「お客さまID」および「アクセスキー」の照合を行います。また、お客さまは当該本お客さま情報の提供について承諾するものとします。

<本サービスを利用するためには>

- 本サービスを利用するためには、NTT 東日本若しくは NTT 西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」若しくは「フレッツ光ライト」又はサービス提供事業者が提供する光回線の付加サービス「フレッツ・v6 オプション」のご契約が必要となります。
- 前段にかかわらず、お客さまが、NTT 東日本がサービスを提供するエリアにおいて、サービス提供事業者が提供する光回線をご利用の場合、「フレッツ・v6 オプション」に相当するサービスがあらかじめ利用可能な状態で提供されます。

<IP アドレスや機器の設定変更について>

- 本サービスの利用開始に伴う NTT 東日本又は NTT 西日本による工事に際し、お客さまが現在ご利用中の IPv6 アドレス(IPv6 PPPoE 方式にて割り当てられているものは除きます)および IPv4 アドレスが変更となります。
- インターネット接続工事による IPv6 アドレスおよび IPv4 アドレスの変更に伴い、お客さまがご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコンなどの再起動を行ってください。
- 本サービスの利用開始に伴い、NTT 東日本、NTT 西日本又はサービス提供事業者が提供する端末設備(ホームゲートウェイ等)の設定が変更となる場合があります。
- 端末設備(ホームゲートウェイ等)の設定変更に伴い、PPPoE 接続やその他一部機能がご利用いただけなくなる場合があります。引き続き同機能をご利用される場合は、パソコンなどにて PPPoE 接続の設定を行なってください。

<サービスの廃止>

- NTT 東日本若しくは NTT 西日本の「フレッツ光ネクスト」若しくは「フレッツ光ライト」又はサービス提供事業者が提供する光回線の「フレッツ・v6 オプション」を解約した場合、本サービスの廃止手続きを行っていただく必要がございます。
- NTT 東日本若しくは NTT 西日本の「ひかり電話」、NTT 西日本の「ホームゲートウェイ(レンタル)」又はサービス提供事業者が提供する「ひかり電話」に相当するサービス若しくは端末設備(ホームゲートウェイ等)のレンタルサービスを解約した場合、本サービスを利用できない場合がございます。
- 本サービスの廃止手続きが完了していない場合、弊社以外のインターネット接続サービスを利用できない場合がございます。

います。

<NTT 東日本、NTT 西日本からのコンサルティングについて>

- 本サービスのご利用にあたって特定の機器が必要となる場合がございます。また、お客さまのご利用環境によって、機器交換などの費用が発生する場合がございます。その際、下記内容のコンサルティングのご連絡を NTT 東日本又は NTT 西日本から実施させていただくことがございますので、あらかじめご了承願います。

(コンサルティング内容)

- ・ お客さま宅内でご利用中のNTT 東日本又はNTT 西日本が提供する機器の交換工事および機器交換などの費用のご案内
- ・ NTT 東日本若しくは NTT 西日本の「ひかり電話」又は NTT 西日本の「ホームゲートウェイ(レンタル)」のご案内
- ※ お客さまのご利用環境によっては、コンサルティングのご連絡を実施せずに、本サービスを提供させていただく場合もございます。

(注1): サービス提供事業者の提供する「フレッツ・v6 オプション」に相当するサービスを含みます。

(注2): 本サービスとは、IPv6 アドレスを使用したインターネット接続を実現するサービス又は IPv6 アドレスおよび IPv4 アドレスを使用したインターネット接続を実現するサービスです。また、本サービスにおいて弊社提供する IPv6 インターネット接続の方式は、IPv6 IPoE 方式です。

(注3): NTT 東日本又は NTT 西日本からお客さまに送付された「フレッツ光ネクスト」又は「フレッツ光ライト」の開通案内に記載されています。サービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合の通知方法については、サービス提供事業者にご確認ください。

フレッツ・v6 オプションの代行申込における重要事項説明

<お申込について>

- 「フレッツ・v6 オプション」のお申し込みにあたっては、同オプションの開通工事のため、本お客さま情報が必要となります。
- NTT 東日本、NTT 西日本又はサービス提供事業者への「フレッツ・v6 オプション」のお申し込みにあたっては、お客さまご自身で、116 又は NTT 東日本、NTT 西日本若しくはサービス提供事業者の窓口にて、行って頂くこともできますが、お客さまの代理店として JPNE が、NTT 東日本若しくは NTT 西日本へのお申込手続きを行うこと又は NTT 東日本若しくは NTT 西日本を通してサービス提供事業者へお申込手続きを行うこと(以下「代行申込」と総称します)もできます。この場合、弊社が別途指定する方法により、JPNE に対し、当該代行申込について委任していただきます。
- お客さまは代行申込により行われた「フレッツ・v6 オプション」のお申し込みについては、ご利用開始されるまでの間は途中で取消することができない場合がございます。その場合は、「フレッツ・v6 オプション」のご利用開始後に、別途お客さまから NTT 東日本、NTT 西日本又はサービス提供事業者に対し、解約手続きを行っていただく必要があります。
- お客さまが、代行申込に先んじて 116 などの窓口にて「フレッツ・v6 オプション」をお申し込みいただき、お申し込み手続きが完了している場合においては、代行申込はご利用いただけません。

<ご契約、サービス仕様について>

- 「フレッツ・v6 オプション」の提供条件および料金については、NTT 東日本又は NTT 西日本との契約回線をご利用の場合は NTT 東日本又は NTT 西日本の定める「I P 通信網サービス契約約款」によります。サービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合は、サービス提供事業者の定める契約約款その他それに相当するものによります。
- 「フレッツ・v6 オプション」は、パソコンなどの機器に付与した IPv6 アドレスを利用して、インターネットを経由せず NTT 東日本若しくは NTT 西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」若しくは「フレッツ光ライト」又はサービ

ス提供事業者が提供する光回線の網内(以下「N G N 網内」と総称します)で、お客さま同士がダイレクト(直接)に通信することを実現するサービスです。

- N G N 網内で、お客さま同士の通信を行う際には、IPv6 アドレスの代わりに、NTT 東日本又は NTT 西日本が提供する「ネーム」を利用して通信することができます。ネームに利用方法、登録方法などについては、お手数ですが、NTT 東日本又は NTT 西日本のホームページにてご確認ください。サービス提供事業者が提供する光回線をご利用の場合はサービス提供事業者にお問い合わせください。
- 「フレッツ光ライト」をご利用中のお客さまが「フレッツ・v6 オプション」をご利用される場合、NTT 東日本又は NTT 西日本が別途通知するまでの間、お客さまが実際に利用した利用量によらず、40Mバイト/月の利用量を加算します。
- ご利用上の注意事項については、NTT 東日本又は NTT 西日本のホームページにてご確認ください。サービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合は、サービス提供事業者にお問い合わせください。

<料金について>

- 「フレッツ・v6 オプション」に関する料金(税抜)は、NTT 東日本又は NTT 西日本の「I P 通信網サービス契約約款」によります。サービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合はサービス提供事業者の定める契約約款その他それに相当するものによります。

(参考)

初期費用

- ・ NTT 東日本: 無料
- ・ NTT 西日本: 無料

月額費用

- ・ 基本契約: 無料(NTT 東日本、NTT 西日本、1 ネーム分の月額利用料含む)
 - ・ 追加ネーム契約(NTT 西日本のみ): 1 0 0 円/ネーム(最大 9 ネーム)
- ※ なお、NTT 東日本については、追加ネームを提供していません。

<IPv6 アドレスの変更について>

- 「フレッツ・v6 オプション」および「IPv6 インターネット接続等」の工事に際し、お客さまが現在ご利用中の IPv6 アドレス(IPv6 PPPoE 方式にて割り当てられているものは除きます)は変更となります。
- 「フレッツ・v6 オプション」および「IPv6 インターネット接続等」の工事による IPv6 アドレスの変更に伴い、お客さまがご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコンや通信機器などの再起動を行い、IPv6 アドレスを再取得してください。

お客さま情報について

<本サービス開通時>

- 本サービスの開通にあたり、NTT 東日本又は NTT 西日本から、JPNE および弊社へ提供されるお客さま情報は以下のとおりです。

| |
|---|
| NTT 東日本又は NTT 西日本にて付与するお客さま ID(回線 ID(「CAF」で始まる英数 13 桁の番号、「COP」で始まる 10 桁の番号) |
| 回線設置場所電話番号(フレッツ光ご利用場所の電話番号)、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号 |
| 本サービス提供条件※ との照会結果および不一致項目 |
| 提供に必要なフレッツ各種商品のご契約有無(フレッツ光ネクスト回線、ひかり電話又はレンタルホームゲートウェイ) |
| 提供条件に照らして不足しているフレッツ各種商品のお申し込みおよび工事情報(フレッツ光ネクスト開通ステータス、宅内工事予定日) |

※ 提供条件とは以下の内容を指します。

- ・ フレッツ光ネクスト又はフレッツ光ライト回線をご利用いただいていること
- ・ フレッツ・ジョイント(注4)対応のホームゲートウェイ等をご利用いただいていること

(注4): フレッツ・ジョイントは、NTT 東日本および NTT 西日本が事業者向けに提供しているサービスです。

詳しくは NTT 東日本(<http://flets.com/joint/>)および NTT 西日本(<http://flets-w.com/joint/>)をご確認ください。

<本サービスご利用のフレッツ光回線の移転・廃止時>

- 本サービスを利用するフレッツ光回線の異動(移転、廃止、契約解除、品目変更、サービスメニュー変更、譲渡、承継など)があった場合に、NTT 東日本又は NTT 西日本から、JPNE および弊社へ提供されるお客さま情報は以下のとおりです。

| |
|---|
| フレッツ光回線の解約等をした年月日および異動種別 |
| NTT 東日本又は NTT 西日本にて付与するお客さま ID(回線 ID(「CAF」で始まる英数 13 桁の番号、「COP」で始まる 10 桁の番号) |

<本サービスのお問い合わせ時>

- 本サービスを利用するフレッツ光回線に関わるサービス提供状況について JPNE を通じて弊社からお問い合わせがあった場合に、NTT 東日本又は NTT 西日本から、JPNE および弊社へ提供されるお客さま情報は以下のとおりです。

| |
|--|
| 本サービスご利用のフレッツ光回線およびホームゲートウェイの動作状況(正常に動作しているかどうか) |
| 本サービスご利用のフレッツ光回線およびホームゲートウェイに対するフレッツ・ジョイントのご提供状況(契約有無およびソフトウェアが正常に配信されているかどうか) |

<光コラボレーションモデルにより提供される光回線をご利用されている場合について>

- 上記の全項目において、お客さまが、光コラボレーションモデルにより提供される光回線をご利用されている場合は、NTT 東日本又は NTT 西日本ではなく、当該光回線のサービス提供事業者(以下、「サービス提供事業者」といいます)が上記情報の提供元となります。
- 上記の全項目における「フレッツ光」「フレッツ 光ネクスト」「ひかり電話」又は「ホームゲートウェイ」などの各サービスは、サービス提供事業者が提供する当該サービスに相当するサービスとなります。

以上